

## 松江市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、松江市長から平成30年度から令和2年度及び令和4年度から令和6年度までの包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

令和8年3月26日

松江市監査委員 三島 康夫

松江市監査委員 宮内 浩二

松江市監査委員 米田 ときこ

### 1 包括外部監査の特定事件

滞納債権に関する事務の執行について（平成30年度実施）

高齢者福祉に関する事務の執行について（令和元年度実施）

生活保護に関する事務の執行について（令和2年度実施）

基金の管理と運用に関する事務の執行について（令和4年度実施）

業務委託に関する事務の執行について（令和5年度実施）

公共施設の管理運営等に関する事務執行について（令和6年度実施）

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置等

別紙 平成30年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和元年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和2年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和4年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和5年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和6年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
I 子育て給付課							
第1 子ども医療費助成事業	1	指摘	外部委託契約の更新に関する内部決裁の遅延	契約条項に基づいて従前の契約を更新する場合は、遅くとも更新の可否に係る意思表示の期限までに、更新に関する内部決裁手続を終えておくべきである。	R6年度 措置済	R7年度更新契約分から、契約条項に基づく期限までに更新に係る内部決裁手続を終えることとした。	子育て給付課
第2 児童扶養手当	2	指摘	要綱にしたがった過誤払返還金の回収手続の履践	過誤払返還金の回収にあたっては、その方法を担当者の裁量に委ねるのではなく、債権管理要綱に定められた手続を遵守すべきである。	R7年度 措置予定	債権管理要綱および市債権管理条例・規則を改めて確認し、定められた手続で回収を再開している。受検後に発生した債権については、定められた手続で債権管理を行っている。また近年は債権管理要綱を見直していないため、今年度中を目的に要綱改正して適正な事務執行の確保に努める。	子育て給付課
	3	意見	過誤払返還金の回収方法等に関するマニュアルの整備	過誤払返還金の回収について、その方法等を記載したマニュアルを整備しておくことが望ましい。	R7年度 措置予定	現在使用している簡易的なマニュアルを見直し、回収手続、関係書類の作成・管理等を明確にした最新版のマニュアルを今年度中を目的に再整備する。	子育て給付課
第3 福祉医療費助成事業（ひとり親）	4	指摘	外部委託契約の更新に関する内部決裁の遅延	契約条項に基づいて従前の契約を更新する場合は、遅くとも更新の可否に係る意思表示の期限までに、更新に関する内部決裁手続を終えておくべきである。	R6年度 措置済	R7年度更新契約分から、契約条項に基づく期限までに更新に係る内部決裁手続を終えることとした。	子育て給付課
第4 小児慢性特定疾病医療支援事業	5	意見	小慢審査会設置要綱の整理	小慢審査会の設置や運営等に関する事項については、小慢審査会設置要綱において一元的に規律することが望ましい。	R8.4 措置予定	小慢審査会の設置や運営等に関する条項を加えうえて、既存の「松江市小児慢性特定疾病審査会設置要綱」を改正予定である。	子育て給付課
	6	意見	本助成金の利用促進策の検討	小慢児童等が本助成金を申請する際に、医師の診断書の作成費用を別途補助するなどして、本事業の利用を促進する工夫を検討することが望ましい。	R8年度 措置予定	本事業の適切利用を促進するために、証の更新の際、医師会や医療機関と連携し、本助成事業を受けるメリットをご案内する。	子育て給付課
第5 特定不妊治療費助成事業	7	意見	制度設計のあり方に関する検討	医療保険の適用のある一般不妊治療と特定不妊治療について、現在の補助制度の仕組みが適切か否か、財源の問題も視野に入れた上で、制度設計を再検討することが望ましい。	R7.4 措置済	今後、一般不妊治療費と特定不妊治療費それぞれの助成額の推移を見ながら、助成対象治療や助成額の見直しも含めて、より良い制度設計の在り方を研究していく。	子育て給付課
	8	意見	こうのとりの縁結び事業との統合の検討	特定不妊治療費助成事業とこうのとりの縁結び事業とを統合して、ひとつの制度とすることの可否について検討することが望ましい。	R7.4 措置済	以前より同一申請者が両制度の申請を行う場合が多数あったこと等から、申請要件や提出書類の整理・統一に加え、一般不妊治療費の助成上限額の一部見直しも行ったうえで2要綱を統合し、R7年4月1日から制度を新設した。	子育て給付課
第6 こうのとりの縁結び事業	9	意見	制度設計のあり方に関する検討	医療保険の適用のある一般不妊治療と特定不妊治療について、現在の補助制度の仕組みが適切か否か、財源の問題も視野に入れた上で、制度設計を再検討することが望ましい。	R7.4 措置済	今後、一般不妊治療費と特定不妊治療費それぞれの助成額の推移を見ながら、助成対象治療や助成額の見直しも含めて、より良い制度設計の在り方を研究していく。	子育て給付課
	10	意見	特定不妊治療費助成事業との統合の検討	特定不妊治療費助成事業とこうのとりの縁結び事業とを統合して、ひとつの制度とすることの可否について検討することが望ましい。	R7.4 措置済	以前より同一申請者が両制度の申請を行う場合が多数あったこと等から、申請要件や提出書類の整理・統一に加え、一般不妊治療費の助成上限額の一部見直しも行ったうえで2要綱を統合し、R7年4月1日から制度を新設した。	子育て給付課

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
Ⅱ							
Ⅱ							
第1	11	指摘	医師会への委託とその可否	松江市が医師会と委託契約を締結し、医師会が医師会所属医師等に再委託をするという現在の運用は、実施要綱に沿わない運用となっている可能性があるため、松江市が現在の再委託先と直接委託契約を締結する形（島根県医師会が現在の再委託先を代理して契約する場合も含む。）にするか、実施要綱の規定を修正すべきである。	対応を要しない	健診を実施する医療機関（医師）は、島根県医師会から委託されているのではなく会員として位置づけられている。よって妊婦・乳児等健診事業については「再委託」ではなく、医療機関が所属している島根県医師会と委託契約を結ぶ「集合契約」の形式であるため実施要綱の修正は不要である。	子ども家庭支援課
	12	指摘	医師会との委託契約書の修正	医師会との委託契約書は、他の県内受託者の委託契約書のひな形をそのまま使用するのではなく、その法的構成に配慮した規定を備えた独自の契約書とすべきである。	R7.4 措置済	島根県医師会との委託契約書に、医師会の会員（医療機関）を添付し独自の契約書として修正した。	子ども家庭支援課
	13	意見	健診未受診者の把握及びフォローアップ	妊婦一般健康診査の未受診者は、何らかの困難や課題を抱えている可能性も考えられるので、松江市において未受診者の把握及び未受診者に対する受診勧奨その他のフォローアップを行うことが望ましい。	対応を要しない	既に未受診者の把握をおこなっている。	子ども家庭支援課
	14	意見	低所得妊婦初回産科受診料支援のさらなる周知	低所得妊婦初回産科受診料支援事業の利用実績が非常に低いため、本制度の周知を積極的に行うことが望ましい。	検討中	産科医療機関から事業のチラシを手交してもらう等、より効果的な周知方法について検討する。	子ども家庭支援課
第2	15	意見	賠償責任保険の補償内容の確認	指定管理者が自ら加入している保険がそもそも必要なものか否か、補償内容の調整等により保険料を削減できないか等について、指定管理者と協議することが望ましい。	検討中	市は行政運営上で発生する事故等について、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入しており、当該保険の範囲内で補償が行われる。 事故発生時等の補償漏れを防ぐためには、市が加入している保険に加えて指定管理者が自ら加入する保険も必要であるが、一方で指定管理者の負担が増えないようにすることも必要なため、引き続き指定管理者と保険の内容について、協議していく。	子ども家庭支援課
第3	16	指摘	通所型産後ケア事業の委託契約書における委託料の規定の修正	委託契約書中の委託料に関する規定が、通所型産後ケア事業の制度の枠組と十分に整合せず、委託料に関する解釈に疑義を生じさせるものとなっているので、委託契約書の委託料に関する規定を制度の枠組と整合するように修正すべきである。	R7.4 措置済	通所型産後ケア事業の利用料の枠組については、これまで「3時間まで」「7時間まで」と記載していたが、僅かでも3時間を超える場合は7時間として捉えられかねないため、「3時間」「7時間」の枠組に修正した。	子ども家庭支援課
	17	指摘	通所型産後ケア事業の「3時間型」「7時間型」の実施要綱への明記	通所型産後ケア事業に関する実施要綱中に「3時間型」「7時間型」の内容を明記するべきである。	R7.4 措置済	松江市産後ケア事業実施要綱中に、「3時間型」「7時間型」の内容を明記した。	子ども家庭支援課
	18	意見	宿泊型産後ケア事業の利用時間の実施要綱への明記	業務委託契約書や実施要綱中に宿泊型産後ケア事業の利用時間に関する規定がないため、これらに宿泊型産後ケア事業の利用時間を明記することで、前記利用時間の定めが業務委託契約の内容であることを明らかにすることが望ましい。	R7.4 措置済	松江市産後ケア事業実施要綱中に、宿泊型産後ケア事業の利用時間を明記した。	子ども家庭支援課
	19	意見	受託者の賠償責任保険への加入の有無等の確認	受託者の保険加入の有無及び補償内容を確認することが望ましい。	R7.4 措置済	業務委託事業者の募集の際に確認を行っている。	子ども家庭支援課

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
第4 利用者支援事業	20	指摘	ソーシャルメディア運用ガイドラインの作成	松江市子育て支援X (@kshien_matsue) と称するアカウントについて、松江市ソーシャルメディア基本ガイドラインに従って、すみやかに運用ガイドラインを作成した上、広報課への報告を行うべきである。	R7.2 措置済	松江市子育て支援Xに関する運用ガイドラインを令和7年2月3日に施行し広報課へ報告した。	こども家庭支援課
Ⅲ 保育所幼稚園課							
第1 私立特別保育事業	21	指摘	補助金交付の対象とされた経費の適切性の確認	各保育所から提出された決算書に一般的な用途に供する備品類である可能性が疑われるものが計上されている場合には、当該備品類がどのように使用されているかについて、現地確認を含めた調査を行うべきである。	R7.10 措置済	令和7年度の申請より、交付申請・実績報告等の書式、添付類を見直し、備品等については実績報告への写真の添付なども含め、より詳細な状況を提出するよう改めた。また、毎年全施設で実施する監査の際に一部の施設で利用状況等を確認するようにしている。	保育所幼稚園課
第2 病児保育事業	22	意見	あずかるこちゃん施設側アカウントのパスワードポリシーの設定	「あずかるこちゃん」の施設側アカウントについて、不正ログイン等を可及的に防止するため、パスワード誤入力によるアカウントロックや、定期的なパスワード変更などを含むパスワードポリシーを設定することが望ましい。	R7.5 措置済	・「あずかるこちゃん」はアカウントロックに対応している。 ・総務省の「国民のためのサイバーセキュリティサイト」において「定期的に変更するよりも、機器やサービスの間で使い回さない、固有のパスワードを設定することが求められる。」と定められている。 上記のことから、大文字・小文字・数字・記号を用いた10文字以上のパスワードを設定するよう、改めて通知している。	保育所幼稚園課
第3 私立保育所障がい児等保育対策事業費補助金	23	意見	加配保育士の要件を満たしていることの確認	要綱第5条(1)の「障がい児等の保育について知識・経験等を有する保育士」という要件については、当該保育士が、特に「障がい児等の保育について知識・経験等を有する保育士」に該当することを確認する運用とすることが望ましい。	R7.4 措置済	補助要件については実態と合わない面もあることから見直すと共に、市としても障がい児保育に関する研修を行うなどして職員の知識等の向上に資するよう対応している。	保育所幼稚園課
第4 副食費負担減免経費（市基）		なし					保育所幼稚園課
第5 私立幼稚園一時預かり事業	24	意見	現地調査を含む監査等の実施	不正に対する牽制効果を生じさせるため、一定の基準で又はランダムに抽出した幼稚園・認定こども園に対して、提出書類の記載が正確か否かを確認するための現地調査等を実施し、実際の帳票類と照合して確認する作業を行うことが望ましい。	R7.10 措置済	令和7年度の申請より、交付申請・実績報告等の書式、添付類を見直し、備品等については実績報告への写真の添付なども含め、より詳細な状況を提出するよう改めた。また、毎年全施設で実施する監査の際に一部の施設で利用状況等を確認するようにしている。	保育所幼稚園課
第6 児童館運営委託費	25	意見	東津田児童館の延べ利用者数増加に向けた協議	東津田児童館の今後の利用者増のために、利用者数の減少原因や増加に向けた方策等について、指定管理者と協議することが望ましい。	R7.6 措置済	利用者数の減少原因については新型コロナウイルスの影響によるものであり、令和6年度以降利用者数は増加傾向にある。感染症対策などに配慮しながら、イベントや事業の回数を増やすことで利用者数増加を見込むよう運営委員会および指定管理者と協議した。	保育所幼稚園課
	26	意見	東津田児童館における延べ利用者数の目標値の再検討	東津田児童館の延べ利用者数の目標値を、指定管理者と意見交換の上、必要に応じて、ある程度実現の目処が立つ現実的な数値に修正することが望ましい。	R7年度 措置済	令和6年度の実績に合わせ、アウトプット指標の目標値を子育て支援事業4,547人以上、放課後利用1,230人以上、児童館活動162人以上の目標設定とした。（R8年度以降）	保育所幼稚園課

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	27	意見	東津田児童館におけるアウトカム指標の再検討	小学校生活学習意識調査での小学5年生の肯定的な回答という指標が、東津田児童館のアウトプット指標として適切な指標であるかについて、改めて検討することが望ましい。	R7年度 措置済	指定管理者制度運用ガイドラインに従い、アウトカム指標の設定については、アウトカム指標の具体的な指標数値の設定が困難であることから、アウトプット指標やインプット指標を用いて適正な評価ができる指標設定とした。（R8年度以降）	保育所幼稚園課
IV 学校管理課							
第1 スクールバス運行事業	28	意見	美保関スクールバスの契約方式の再検討	美保関スクールバスの運行業務委託においては、これまでの受託者が松江市の外郭団体に当たる第三セクターであることを踏まえ、随意契約が許される場合の要件該当性につき、特に慎重に判断した上、検討の結果次第では、一般競争入札を実施することも検討することが望ましい。	検討中	美保関地区に即した業務遂行の可能な運行事業者の市場性を含めた課題の整理を進め、事業者選定方法を検討していく。	学校管理課
	29	意見	美保関スクールバスに係る委託費の算出方法の再検討	美保関スクールバス運行業務委託について、現在の設計額の算出方法が最も合理的といえるか否かについて、改めて検討することが望ましい。	検討中	設計額の合理的な算出方法を改めて検討していく。	学校管理課
V 学校教育課							
第1 ICT活用教育推進事業	30	意見	修繕費に係る決算額増加への対応	予算を策定する際には、可能な限り正確に予算の額を決定することが望ましい。決算額が当初予算額を大幅に上回る可能性がある場合には、何らかの保険に加入する等、リスクを最小化させる方策も検討することが望ましい。	R7.4 措置済	R7年当初予算において、過年度実績に基づいた予算を要求した。修繕費が過剰になるとと思われる機器に関しては保険に加入した。	学校教育課
	31	指摘	ICT機器の修繕費の負担に関する契約書の記載	契約当事者間で、経年劣化による基盤交換や通常損耗が疑われる不具合の修繕等についても、松江市がその費用を負担するとの合意が存在する場合は、契約書の規定を修正したり、契約書中で「詳細仕様書」を引用したりするなどして、契約当事者間での合意の内容を、契約書中に正しく規定すべきである。	対応を要しない	該当の契約においては、契約と詳細仕様書に基づき合意のもとで修繕を行っている。今後同様の契約を行うにあたっては、指摘の部分に注意し規定を定める。	学校教育課
	32	意見	ICT機器に係る修繕費負担のあり方に関する検討	ICT機器の賃貸借契約において、経年劣化や通常損耗に起因する不具合の修繕費用を松江市が負担することを内容とする調達があり方が、コスト面で合理的なものといえるかどうか、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	今後同様の調達があった場合、意見を参考に検討したうえで仕様書の作成および契約を行う。	学校教育課
	33	指摘	契約書の記載の不備	契約を締結する際には、契約書のすべての条項を確認した上、万が一にも不備等を見落としのまま契約を締結することがないように注意すべきである。	R7.4 措置済	該当の「カラープリンターの賃貸借」については、同様の内容で令和7年4月に契約を行った。その際、指摘の部分修正し不備のないことを確認して締結した。	学校教育課
	34	意見	ICT支援員の増員の検討	ICT支援員の配置人数を、令和4年度末時点で文部科学省が掲げた配置目標（4校に1人の割合）の達成に向けた検討を進めることが望ましい。	R7.12 措置済	ICT支援員の配置と支援サービスを試験導入し、達成に向けた事業を開始した。今後も配置もしくは同等のサービスを継続し、文部科学省の掲げる配置目標の達成に向けて取り組みを進める。	学校教育課
第2 外国語指導助手（ALT）配置事業	35	意見	事業継続のための新たな財源の検討	これまで財源に充てていた基金の枯渇に対応するため、新たな安定的財源の確保を早急に検討することが望ましい。	検討中	新たな安定的財源の確保について、財政負担の軽減を図るため活用可能な国・県の補助制度等について引き続き調査・研究を行っていく。	学校教育課

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	36	意見	A L Tが関わる授業時間数を確保する方策の検討	A L Tの増員又は配置の工夫等の方法により、松江市内の全小中学校において、A L Tが関わる授業時間数を週1時間以上確保するための方策を、積極的に検討することが望ましい。	検討中	全学級一律に週1時間を確保することは物理的に困難であるため、単独校配置ではなく複数校兼務とし、学校規模により柔軟に対応している。また、授業外の給食や休憩時間等でのふれあいを通じて、A L Tと接する機会を補完している。	学校教育課
	37	意見	A L Tの採用方法等に関する再検討	A L Tの任用を当然にインタラックからの派遣人材に頼るのではなく、J E Tプログラムを利用した場合のコストや、松江市がA L Tを直接雇用した場合のコスト等を比較及び検討した上で、可能な限り早期に、全学校においてA L Tが関わる授業時間数の目標時数を達成するための方策を、積極的に検討することが望ましい。	検討中	任用形態について比較検討した結果、J E Tプログラム等は財政面の利点がある一方、指導力の差異や欠員時の代替確保、事務負担増等の課題がある。対して民間委託は、指導力の均質化や迅速な代替配置等のリスク管理に優れ、教育の安定性を確保できることから、現時点では最適と判断した。なお、今後も検証を継続していく。	学校教育課
第3 要保護児童生徒就学援助事業	38	意見	不認定通知書の記載する理由の充実	就学援助認定申請に対する不認定の理由が検証できるようにするため、不認定の判断に至った計算式を示す等、不認定通知書に記載する不認定の理由を充実させることが望ましい。	検討中	今後は標準システムの仕様にあわせた帳票を使用することとなるため、標準仕様内で記載できる内容を充実をさせていく。	学校教育課
	39	意見	医療内容の管理・監督	学校病治療費の援助が適切に行われたか否かを確認するため、医療券の記載どおりの治療が行われたか否かについても確認することが望ましい。	対応を要しない	診療点数や医療費総額を記載してもらう等、適切に治療が行われているか確認を行っている。	学校教育課
	40	意見	就学援助費の返還の手引きの作成	時効の完成の有無等を適切に管理するためにも、就学援助費の返還事由が生じた場合における返還債権の回収手続等を規定したマニュアルを整備しておくことが望ましい。	検討中	就学援助費返還債権の回収手続等を規定したマニュアルの整備を行う。	学校教育課
第4 県費負担教職員研修費	41	指摘	保幼小接続カリキュラムに特化した研修の実施	子ども・子育て支援事業計画のとおり、保幼小接続カリキュラムに特化した研修を実施すべきである。	R7.4 措置済	保幼小接続カリキュラム（架け橋期カリキュラム）を含めた、幼小接続に関する管理職および担当者を対象とした研修を実施している。	学校教育課
VI 発達・教育相談支援センター							
第1 発達・教育相談支援センター運営費		なし					発達・教育相談支援センター
第2 特別支援教育支援員配置事業	42	意見	特別支援教育支援員の活動・活用の手引きの作成	支援員の具体的な職務内容や、支援員活用のための心構え、実践事例やQ&A等を記載した支援員の活動・活用の手引きを作成しておくことが望ましい。	R7.4 措置済 R7.6 措置済	活用の手引き作成済 支援員説明会で資料配付、説明済	発達・教育相談支援センター
	43	意見	支援員増員へ向けた配置計画の策定	松江市が策定した配置基準の早期達成に向け、支援員増員の具体的な時期等を定めた配置計画を作成して十分な説明を行い、支援員の配置に対する理解を得るよう努めることが望ましい。	R7.12 措置済	・下記条件を考慮した単年度配置計画を作成 通常の学級在籍児童生徒数及び1学級あたりの児童生徒数、通常の学級における支援が必要な児童生徒の状況、県非常勤講師の配置状況	発達・教育相談支援センター
第3 特別支援学級介助員配置事業	44	意見	介助員増員へ向けた配置計画の策定	松江市が策定した配置基準の早期達成に向け、介助員増員の具体的な時期等を定めた配置計画を作成して十分な説明を行い、介助員の配置に対する理解を得るよう努めることが望ましい。	R7.12 措置済	・下記条件を考慮した単年度配置計画を作成 毎年度、特別支援学級に在籍する児童生徒の人数、障がいの程度、支援状況、学年構成、県非常勤講師の配置状況	発達・教育相談支援センター

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
Ⅶ 生徒指導推進室							
第1 サポートワーカー活用事業	45	意見	サポートワーカーの活動に関する手引きの作成	サポートワーカーの職務内容を十分に理解して効果的に活動又は活用するために、サポートワーカーの活動に関する手引き等を作成することが望ましい。	検討中	今年度は研修の中で、サポートワーカーが困難に感じていることについて、合計5件の事例を取り上げ、協議をしたり講師から助言をいただいたりする時間を設けた。研修後のアンケートから、今後の支援に生かそうとする記載が多くあったため、このような研修を積み重ねていくことが大切だと考えている。サポートワーカーが関わっている児童生徒の現状や学校の体制は様々である。手引きとして一般化したものを作成すること、作成する場合には内容をどのようなものにするかについて今後検討していきたい。	生徒指導推進室
	46	意見	アセスメントシート等の作成	児童生徒に対する継続的かつ効果的な支援を充実させるために、サポートワーカーに対し、当該児童に関するアセスメントシート等の作成を求めることが望ましい。	対応を要しない	学校が作成する個別の指導計画等に、サポートワーカーのアセスメントを取り入れながら児童生徒の現状や支援内容等を記載するように周知していく。	生徒指導推進室
第2 生徒指導サポート推進事業	47	指摘	秘密の保護に関する書面の徴求	松江市と学習指導員らとの間で秘密保持に関する契約書等の書面を交わしたり、学習指導員らより秘密保持に関する誓約書等の提出を求めたりすべきである。	R7.4 措置済	支援に向けての打ち合わせの際に、支援員に誓約書の提出を求めている。	生徒指導推進室
	48	意見	事業の将来的な計画の策定	学習支援員及び訪問相談員の派遣に対するニーズ調査等を実施し、予算措置の見込みを踏まえ、本事業の将来的な計画を立てることが望ましい。	検討中	R6に松江市が独自に行っている実態調査において、学校に行きづらさを感じている児童生徒やその保護者の多くが家や公民館等に来てくれる人と話したり勉強がしたりしたいと思っていることがわかっている。このような調査を継続して行い、ニーズを把握しつつ、支援員の人材確保に努め、事業の発展拡充を目指す。	生徒指導推進室
Ⅷ 生涯学習課							
第1 児童クラブ運営委託費	49	意見	ニーズ調査の対象の設定	児童クラブのニーズ調査等を実施する場合には、調査の目的によっては未就学児の保護者を対象に含めるなど、適切な調査対象の設定に努めることが望ましい。	R6.3 措置済	令和3年度に実施したニーズ調査は、よりの確なニーズを把握するため、実際に利用している保護者を対象に行ったものである。令和5年度に実施した子ども・子育て支援制度ニーズ調査は、今後の利用希望等を把握するため、松江市内在住の就学前児童（0歳児～5歳児）の保護者を対象とした。今後も関係課と協議しながら、調査の目的に合わせて対象者を設定する。	生涯学習課

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	50	指摘	未納使用料債権に関する時効管理	児童クラブ使用料債権について、適宜対象者から債務承認書等の書面を徴求したり、法的措置を検討したりするなど、時効管理を適切に行うべきである。	措置済	督促納期限までに納付が無い場合に催告状を送付し、特別な事情により納付期限までに納付が困難な方は、納付相談を受けることとしている。その際に、「児童クラブ使用料の納付誓約書」に記入して頂いている。 納付誓約書には、納付義務者の署名欄、未納額、未納の発生時期、分納理由、分納計画を記載するようになっており、債務承認書の効力がある。 また、督促や催告、分納誓約書の徴求などの時効管理はこれまでも行ってきたものの、編集されていた「松江市放課後児童クラブ使用料滞納整理・納付相談マニュアル」を活用していなかったため、まずは、マニュアルの内容を再確認し、必要な時点修正を行ったうえで、督促や催告、納付誓約書の徴求の手順や時期を明確化し、統一的な運用を徹底する。	生涯学習課
	51	意見	未納使用料債権の回収に関するマニュアルの整備	適切かつ統一的な時効管理を行うためにも、児童クラブ使用料債権の回収の手順や方法を明らかにしたマニュアルを、予め整備しておくことが望ましい。	R8年度 措置予定	松江市債権管理条例の制定を機に、「松江市放課後児童クラブ使用料滞納整理・納付相談マニュアル」が編集されていたが、未活用であることがわかった。必要に応じて時点修正し、本マニュアルを活用する。	生涯学習課
第2 児童クラブ時間延長支援事業費補助金	52	意見	延長に伴う業務経費の算定方法の再検討	延長に伴う業務経費の算定にあたり、現在の島根県の最低賃金額を下回る平成25年度の指導員時給を基準として採用することが適切といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	R8年度 措置予定	延長に伴う業務経費の考え方について、整理・検討を行う。	生涯学習課
第3 放課後子ども教室推進事業	53	指摘	委託契約書への不要な印紙の貼付	収入印紙の貼付が不要な委託契約書にはこれを貼付しないよう、各事業受託者へ注意喚起すべきである。	R7.3 措置済	委託契約書に収入印紙の貼付が必要なのか税務署に確認を取り、不要との回答を受けたため、各事業受託者へ連絡済み。	生涯学習課
	54	指摘	事業受託者が提出した決算内容の調査	多くの教室において予算額と決算額が不自然に一致している点を踏まえ、その理由または原因を調査すべきである。	R7年度 措置予定	指摘事項について今年度中に調査を行う。	生涯学習課
IX 公園緑地課							
第1 子どもたちが遊びたくなる公園づくり事業	55	意見	持続可能な維持管理体制の検討	公園の維持管理体制を持続可能なものとするために、維持管理体制を再検討するとともに、松江市が積極的に関係団体間の活動を調整したり、年度ごとの管理計画を作成したりすることが望ましい。また、維持管理が実質的に行き届いていない公園を解消するためにも、地域の公園愛護団体の登録数を増やす取組を、より一層推進することが望ましい。	検討中	公園の維持管理は、市の直営（会計年度任用職員）、業務委託、自治会等による公園愛護活動、企業等によるボランティア活動により実施している。 市の直営及び業務委託で対応できない公園について、調整を図ったうえで愛護活動や企業ボランティアを実施頂き、全体としての最適化を図るよう取り組んでいる。 そのうえで、維持管理ができていない小規模な公園等があるため、公園愛護団未加入の自治会やNPO、スポーツ団体等の公園を利用しておられる多様な団体に愛護団制度を紹介・勧誘しており、令和7年度はこれまで（令和7年12月現在）新たに6団体（8公園）に加入いただいた。（1団体脱退）引き続き維持管理体制の充実・強化を図っていく。	公園緑地課
	56	意見	現実的かつ検証可能な修繕工程表の作成	少なくとも健全度Dと判断された施設については、十分な予算措置を講じた上で、現実的かつ検証可能な修繕工程表を作成するなどして、早期に改善を図ることが望ましい。	検討中	健全度D（使用禁止）となった施設については、優先的に予算措置し、速やかに対応するようにしている。予算の制限はあるものの、引き続き、できるだけ早期に改善を図っていく。	公園緑地課

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
	57	意見	利用の程度に応じた公園の統廃合の検討	松江市が設置及び管理する公園について利用の実態を調査し、利用実績が乏しい公園については、他の用途への転用や、統廃合も含めた検討を行うことが望ましい。	検討中	公園は、都市の健全な発展と公衆の利便のために供するほか、火災・地震・水害等の災害時における避難地、緩衝地帯としての機能を有する施設と都市公園法に明確に定められており（普通公園等にも準用）、不特定多数の住民の安全と福祉に直接関わる公共性の高い施設である。廃止や転用にあたっては防災上の必要性を上回る明確な理由と代替え措置が求められるため基本的に難しいが、本市が策定した「MATSUE Park Vision」には他の用途への転換や、機能の統合についても掲げており、防災上の位置づけや公園利用者や周辺住民のご意見、利用状況を踏まえつつ丁寧に検討していく。	公園緑地課
第2 公衆トイレ整備事業	58	意見	公衆トイレ整備計画の工程表の作成	公衆トイレ整備計画の具体的な工程表を作成し、計画の実施状況を検証可能なものとするのが望ましい。	R7.6 措置済	令和7年6月に公衆トイレの整備計画を改定し、併せて令和7年～令和11年（5か年）の実施計画（工程表）を策定した。この実施計画期間で17か所の公衆トイレの整備に取り組みむこととしており、実施状況を検証しながら取り組みを進めていく。	公園緑地課
	59	意見	現実的な整備計画の策定	必要性や利用の頻度が低い公衆トイレについては、廃止も含めた検討を行い、現実的な公衆トイレ整備計画に修正するのが望ましい。	R7.6 措置済	上記改訂に合わせ、廃止を検討するトイレの候補を選定した。基本的には利用可能な状態のものは可能な限り利用を継続し、実際に廃止が可能かどうかについて、地元のご意見も伺いながら検討を進める。	公園緑地課
X 市民生活相談課							
第1 防犯灯設置事業費補助金	60	意見	子ども・子育て支援事業計画への位置づけの意義の再確認	本事業が、第2期計画内に位置付けられていることを踏まえ、本事業の実施方法等が従前どおりでよいか、子ども・子育て支援の観点から検討を加えることが望ましい。	対応を要しない	防犯灯は、町内会・自治会が、地域の主体的な防犯活動の一環として、安全を確保するために地域の状況を踏まえて設置されており、市は引き続き、負担軽減のために設置費用の補助や電気料の助成を行う。	市民生活相談課
	61	意見	町内会等以外からの申請の可否の検討	本事業が、第2期計画に位置付けられている以上、安全な子育て環境の整備の観点から、学校やPTA等からも幅広く意見聴取するなど、本制度のあり方について改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	防犯灯は、地域を熟知しておられる町内会・自治会にて必要な箇所を選び計画的に設置・管理していることから、設置要望があれば、該当の町内会・自治会を紹介する。 松江市通学路交通安全プログラムに基づき、毎年度、松江市立小・中・義務教育学校長に対して通学路危険箇所票等の提出を求めている。 提出にあたっては、学校、PTA、地域の関係機関（自治会・公民館・交通安全対策協議会・交番等）と連携を図ることとしている。 防犯灯設置の要望があった際には、該当地区の自治会に相談するよう回答している。	市民生活相談課 生徒指導推進室
	62	意見	町内会以外の設置主体の検討	町内会等が維持管理できない場所や、こどもの保護者等から防犯灯設置の要望が一定数あるような場合には、松江市又はその他の団体の責任において防犯灯を設置及び維持管理できるような制度の創設についても検討することが望ましい。	対応を要しない	防犯灯は、町内会・自治会が自主的に設置されているものであることから、市またはその他の団体主体となって設置することは考えていない。	市民生活相談課

令和6年度包括外部監査 措置状況（時点 令和7年12月1日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課 ※措置済時点
XI	総務課						
第1	63	意見	謝金の支給基準の検討	交通指導員への謝金の基準は、可能な限り、各人の活動の多寡を反映したものへ変更することも検討することが望ましい。	R7.4 措置済 (一部対応を要しない)	・活動実績（街頭指導だけでなく、マラソンの交通整理動員や交通安全教室への参加等、交通安全に係る行事への参加を含む）が全くない場合は、報酬の支払を行うことは適当でないと考えられることから、報酬の支給を行わないこととした。（令和7年4月分報酬から） ・一方、活動の多寡を支給額に反映することについては、指導従事時間や指導内容も指導員個々や地区により様々であることから、単に街頭指導日数の多寡のみで報酬金額を設定することは、実態にそぐわず適切でないと考えられることから、活動の多寡による金額設定は設けないこととして整理した。	総務課
XII	子ども政策課						
第1		なし					子ども政策課
第2		なし					子ども政策課
第3		なし					子ども政策課
第4	64	意見	保護者へのアプローチ方法の検討	保護者への保幼小接続に関する情報提供等のアプローチ方法については、「5歳児手帳」の配布に止まるのではなく、「5歳児手帳」の内容の説明や活用の方法や幼小接続に関する取組事例等を、保護者に直接説明又は案内する機会を設けたり、「5歳児手帳」の内容や情報の有用性等について、保護者からフィードバックを受ける機会を設けることを検討するのが望ましい。	R8年度 措置予定	5歳児手帳を改訂しR8年度版としてR8年4月に発行する。改訂にあたって、現行手帳の内容や情報の有用性に関する保護者アンケート（実施済み）の結果を反映させ、併せて幼小接続に関する当市の取組内容を盛り込む等現状に即したものにす。 5歳児手帳の内容や活用方法については、各幼児教育・保育施設から保護者総会やクラス懇談会の機会に説明してもらうこととし、4月に市内全幼児教育・保育施設に対してオンライン説明会を開催する。	子ども政策課